

業界のタイムリーな情報をお手元に

ビルメン FUKUOKA

2026

7

Issue ● 391



2025 年度(第 31 回)都市ビル環境の日
第 18 回「子ども絵画コンクール」優秀賞作品
『みんなで宇宙をきれいにしよう』
平野 崇輔さん(百道小学校 2 年)

編集・発行／公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 1 丁目 15 番 12 号 TEL. (092) 481-0431 FAX. (092) 481-0432 <http://www.fukuoka-bma.jp>



表紙の写真

千畳敷 北九州市若松区有毛3172-2

Photographer: たかちゃん

波の下にかくれた岩礁が、干潮時に長さ 200m・幅 50m に及ぶ板状の岩盤となって特異な姿を現します。これは海岸段丘が波浪によって浸食され、波食台という平らな岩板(三紀層)になったものです。その名の通り、畳をびっしりと敷いたような岩礁で、縦横に入った亀裂やくぼみには、巻き貝、やどかり、小魚、イソギンチャクなどがあり、小さな水族館にいます。

令和8年度 定時社員総会開催



令和8年度定時社員総会が令和8年5月22日（金）午後3時30分からザ・ベーシックス福岡において、正会員126名（委任状提出者70名を含む）が出席して開催されました。

定刻になり、吉次総務副委員長から本日の出席者は定款第17条に定める定足数を満たし、適法に成立する旨の報告があり、昨年の総会以降に亡くなられた協会関係者の方々のご冥福を祈り黙祷を捧げ、渡辺副会長の開会の辞で総会は始まりました。

まず、藤会長が本総会へご出席いただいたことへの謝意を述べ、社会情勢や業界の現状や難題について説明されました。また、業界全体で次世代の人材育成が必要不可欠であり、技能向上や労働環境の改善に取り組みながら、業界の発展と社会的地位の向上に努めてまいりたいと述べられました。



▲議長団の方々

次に、議長団に濱村健氏〔(有)浜村商会：福岡地区〕、川崎俊哉氏〔(株)善光：北九州地区〕、

園田繁博氏〔新生ビルメンテナンス（株）：筑後地区〕を選出し、審議の議案に入りました。

審議事項は

- ①令和7年度事業報告の件
 - ②令和7年度計算書類承認の件
- の2議案が上程され、濱村議長のスムーズな議



▲藤会長による挨拶



▲ご来賓の方々



◀知事表彰の吉次氏

知事感謝状の武井氏（左）と待鳥氏（右）



事進行により、全て慎重に審議され可決承認されました。

表彰式では、ご来賓に福岡県保健医療介護部 部長 牟田口徹様、同じく保健医療介護部 食の安全総合調整監兼生活衛生課長 友枝哲宏様、福岡労働局労働基準部安全課 課長 有村康様をお招きし、藤会長の挨拶の後、福岡県知事 服部誠太郎様、福岡労働局長 鈴木一光様のご祝辞を頂戴しました。

まず、福岡県建築物環境衛生功労者表彰として、牟田口部長より吉次正利氏〔吉次商事(株)〕に知事表彰、待鳥俊郎氏〔九州ビルサービス(株)〕と武井靖行氏〔福岡興業(株)〕に知事感謝状が手渡されました。また、出口周氏〔八幡ビル管理(株)〕と田中廉氏〔西日本管財(株)〕に部長感謝状が授与されました。

続いて、藤会長から建築物環境衛生事業功労者表彰として、岩丸幸介氏〔新生ビルメンテナンス(株)〕とマネジメント委員会・専門部会委員として協会運営に貢献された6名へ表彰状が授与されました。また、建築物環境衛生事業優良従事者表彰として6社から選ばれた6名の方へ会長表彰状が贈呈され、受賞者を代表して柏田久芳氏〔エコアス(株)〕が謝辞を述べ、倉重副会長の閉会の辞で総会を滞りなく終わりました。

引き続き懇親会に移り、藤会長の挨拶に続き、15名のご来賓者を代表して、福岡県保健医療介護部 部長 牟田口徹様、福岡県議会議員 松尾統章様にご挨拶をいただきました。続いて、賛助会の甲斐

田副会長の乾杯の音頭で祝宴は始まり、約110名の参加者は情報交換や業界の動向について熱く語り合い、懇親を深めました。中締めは(一社)福岡県警備業協会の折田会長により万歳三唱の音頭を取っていただき、盛会裡に終了いたしました。



▲部長感謝状の田中氏(左)と出口氏(右)



▲会長表彰の岩丸氏



▲会長表彰のマネジメント委員会・専門部会委員の方々



▲優良従事者表彰の方々



▲懇親会のご来賓の方々

障がい者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主は法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障がい者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

POINT 1

障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられます（令和8年7月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障がい者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障がい者雇用状況のハローワークへの報告
（令和8年6月1日時点の報告では、法定雇用率2.5%での不足有無などを確認します）
- ◆ 障がい者の雇用の促進と継続を図るための「障がい者雇用推進者」の選任（努力義務）

POINT 2

除外率が引き下げられました（令和7年4月）

除外率が各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わりました。（これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業・鉄鋼業・道路貨物運送業・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業・医療業・高等教育機関・介護老人保健施設・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障がい者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭 ・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

POINT
3

障がい者雇用における障がい者の算定方法が変更となりました

▶精神障がい者の算定特例の延長（令和5年4月以降）

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障がい者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障がい者、重度身体障がい者及び重度知的障がい者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

POINT
4

障がい者雇用のための事業主支援を強化しました（令和6年4月以降）

▶「障がい者雇用相談援助事業」が始まっています。

- ◆ 障がい者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障がい者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）



▶障がい者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障がい者介助等助成金の拡充（障がい者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種障がい者雇用納付金関係助成金の詳細はこちら：

<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）



Q&A

Q1 障がい者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

A1 令和8年度分の障がい者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）は、令和8年6月以前については2.5%、令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2 障がい者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2 障がい者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障がい者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



Q3 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

A3 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については令和8年7月1日から2.9%となります。なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げ

労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の無料相談窓口

労働安全衛生法に基づく「新たな化学物質規制」に関するご質問にお答えします。

労働安全衛生法の関係政省令改正のポイント

- ◆ 自律的な管理に向けた実施体制の確立
- ◆ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ◆ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下または最小限度にする義務
- ◆ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ◆ 通知対象物に係る代替化学名等の通知制度の整備

〔よくあるお問い合わせ〕

ラベル・SDS

- ・ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品か
- ・ラベルやSDSの表示義務は
- ・海外輸出・輸入品のSDSはどうしたらいいか
- ・秘密保持の対応について

リスクアセスメント

- ・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいか
- ・「CREATE-SIMPLE」の使用方法
- ・リスクを低減するためにはどのような対策をとればよいか

政省令

- ・化学物質の「自律的管理」とはどういうことか
- ・新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいか
- ・特殊健康診断の実施頻度緩和とは何か
- ・濃度基準値の確認方法は
- ・譲渡提供で必要なこと

開設期間

令和8年4月1日～令和9年3月18日

(土日祝日、年末年始を除く)

月～金 10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

TEL. 050-5577-4862

お問い合わせフォーム

テクノヒル 相談窓口

検索

テクノヒルHP (<https://technohill.co.jp/>) よりご利用いただけます。

※相談は無料ですが、通話料がかかります。

※メールでのお問い合わせは、内容により電話回答とさせていただきます。

令和8年度厚生労働省委託事業「化学物質管理に係る相談を通じた周知事業」

【事務局】テクノヒル(株) 化学物質管理部門 <https://technohill.co.jp/>



～働くひとの健康を守るために～ 労働者数50人未満の事業場にも義務化へ

産業保健とは

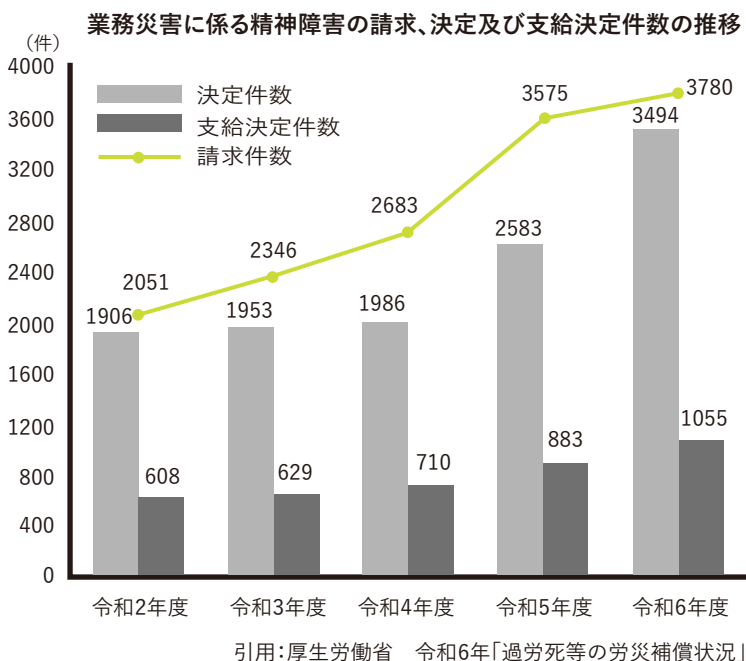
心身の健康を促進するような安全で健康的な作業環境の実現及び維持のための活動のことです。事業場は抱える労働者の人数にかかわらず、労働者が安心して働くことができるように産業保健事業に取り組む必要があります。

ストレスチェックの義務化に向けて

業務災害に係る精神障害の認定件数は令和6年度、過去最多件数となりました。

このような中、令和7年5月14日に公布された労働安全衛生法改正によって、労働者数50人未満の小規模事業場においてもストレスチェックの実施が**義務化**となります。

また、治療をしながら働き続けるための両立支援や、職場でのストレスや不調を見逃さない体制づくりが今後、必要とされます。何から始めるべきかわからない、ストレスチェック義務化にむけた体制づくりをしたいと考えている事業主のみなさん、地域産業保健センターや産業医の先生にご相談ください。



産業医の職務（労働安全衛生規則第14条第1項）

- ①健康診断・その結果に基づく措置
- ②長時間労働者に対する面接指導・その結果に基づく措置
- ③ストレスチェック、高ストレス者への面接指導・その結果に基づく措置
- ④作業環境の維持管理
- ⑤作業管理
- ⑥上記以外の労働者の健康管理
- ⑦健康教育、健康相談、労働者の健康の保持増進のための措置
- ⑧衛生教育
- ⑨労働者の健康障害の原因の調査、再発防止のための措置

会員に関する各種変更のお知らせ

玄海興業株式会社

■変更事項 **住所**

■変更日 令和8年6月15日

【新】〒814-0033 福岡市早良区有田2丁目16番10号

【旧】〒814-0031 福岡市早良区南庄2丁目7-2



株式会社にしけいメンテナンス

■変更事項 **代表者**

■変更日 令和8年6月17日

【新】代表取締役社長 関 敏秀

【旧】代表取締役社長 山口 浩一

調査広報委員会より

第26回

福岡県BM協会

ボウリング大会開催



▶日時: 令和8年8月20日(木)18:00～

▶開催場所: パピオボウル (福岡市博多区千代1-15-30)

*詳細につきましては、6月末の定期便にてご案内をお送りしています。

7月

行事予定

2	木	清掃作業従事者研修〈集合教育〉 基礎コースⅠ (北九州会場) 於: 北九州パレス
11	土	第48回アビリンピック福岡2026 於: クローバープラザ
16	木	(一社)九州建築物環境センター 第61回定時総会 於: 福岡市 (八仙閣本店)
17	金	第72回福岡県BM協会懇親ゴルフ会 於: 福岡カンツリー倶楽部 和白コース
23	木	14:00～ 第187回理事会 於: 県協会会議室
24	金	清掃作業従事者研修〈集合教育〉 基礎コースⅠ (福岡会場) 於: サワラピア (福岡県立もち文化センター)
27	月	13:30～ 都市ビル環境の日部会 於: 県協会会議室
29	水	(公社)全国ビルメンテナンス協会 2026年度定時総会 於: 広島市

お忘れなく

毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
(申し込みは、該当週の水曜日まで)

2025年度 1級ビルクリーニング技能検定合格者数

	全 国	九 州	福岡県	実技直前講習会受講
受検者数	2055名 ※	149名 ※	50名 ※	13名
合格者数	775名	73名	17名	7名
合 格 率	37.7%	49.0%	34.0%	53.8%
				実技一部 合格2名
				—

※全国・九州・福岡県は受検申込者数を示す。

<令和8年度4月分>労働災害発生状況

労働福祉委員会調査

※()内は前年同月の状況

安全
第一



■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	2(4)	11(8)	1(2)				(2)	
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	
人	1(1)			(5)	1	(2)	4	20(24)

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人		1(4)	1	1(2)	1(3)	7(2)	9(13)	20(24)

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	5(9)	1(2)	5(5)	1(3)	7(4)	1(1)		20(24)